

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 8 | 児童手当に関する事務(ガバメントクラウド・標準準拠システム移行) 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和8年2月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童手当に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>市町村は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。</p> <p>手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> |
| ③システムの名称 | 1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童手当受給者ファイル 児童ファイル、口座情報登録・連携ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の81の項、別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 42、125、141、161の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 106、107、160の項及び第162条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部こども課 |
| ②所属長の役職名 | こども課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204 |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部こども課 電話0241-24-5229

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月15日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月15日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|---|---|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|---------------------|
| 平成27年3月20日 | 初版作成 | | | | 8 |
| 平成27年4月3日 | 評価実施機関における担当部署 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ | 市民部社会福祉課長 岩瀬洋一 | 保健福祉部こども課長 荒川 修一 | 事後 | 機構改革及び人事異動に伴う変更 |
| 平成28年4月7日 | 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 保健福祉部こども課 | 総務部総務課 | 事後 | 喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更 |
| 平成29年4月21日 | 個人番号の利用(法令上の根拠) | ・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第44条 | ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 | 事後 | 主務省令の名称記載の整理 |
| 平成29年4月21日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠) | ・内閣府・総務省令 平成26年12月12日付け令第7号 | ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 | 事後 | 主務省令の名称記載の整理 |
| 平成29年4月21日 | 評価実施機関における担当部署 | 保健福祉部こども課長 荒川 修一 | 保健福祉部参事兼こども課長 荒川 修一 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成31年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 保健福祉部参事兼こども課長 荒川 修一 | こども課長 | 事後 | 様式変更に伴う変更 |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | | | 事後 | 様式変更に伴う記載追加 |
| 令和2年8月11日 | 評価の再実施 | | | | |
| 令和3年9月1日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠) | ・番号法第19条第7号別表第二 情報提供の根拠 26,30,87の項 情報照会の根拠 74,75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第19,44条 情報照会の根拠 第40条 | ・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 26,30,87の項 情報照会の根拠 74,75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第19,44条 情報照会の根拠 第40条 | 事後 | 法改正に伴う変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|---|------|-------------|
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育ちに資することを目的として、児童を養育している方に支給する。 (1) 認定請求書・額改定届の受付・審査・通知書の作成 (2) 受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成 (3) 未支払請求書の受付・審査・通知書の作成 (4) 児童手当の給付 (5) 現況届の受付・審査・通知書の作成 (6) 氏名・住所・支払金融機関変更届の受付 | 市町村は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア | 1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の81の項 | 事後 | 法改正に伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 26,30,87の項 情報照会の根拠 74,75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第19,44条 情報照会の根拠 第40条 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 42、125、141、161の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 106、107、160の項 | 事後 | 法改正に伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年3月31日時点 | 令和6年10月15日時点 | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年3月31日時点 | 令和6年10月15日時点 | 事後 | 評価書見直しに伴う修正 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 | - | 2) 十分である | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------------|---|---|------|---------------------|
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠 | - | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等 | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | - | 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 11.当該対策は十分か | - | 2) 十分である | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |
| 令和7年3月1日 | IV リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠 | - | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としており、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |
| 令和7年9月1日 | ガバメントクラウド・標準準拠システムへの移行に伴う再実施 | | | 事前 | |
| 令和8年2月13日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 児童手当受給者ファイル 児童ファイル | 児童手当受給者ファイル 児童ファイル、口座情報登録・連携ファイル | 事前 | 物価高対応子育て応援手当実施に伴う修正 |
| 令和8年2月13日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の81の項 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の81の項、別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 | 事前 | 物価高対応子育て応援手当実施に伴う修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|--|---|------|---------------------|
| 令和8年2月13日 | 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 42、125、141、161の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 106、107、160の項 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 42、125、141、161の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 106、107、160の項及び第162条 | 事前 | 物価高対応子育て応援手当実施に伴う修正 |